

# 公 示 書

大渡ダム管理所において、自動販売機による飲料水の販売営業を希望する者の公募を、次のとおり公示します。

平成24年 2月 6日

四国地方整備局  
大渡ダム管理所長 赤松 薫

## 1. 対象業者

国土交通省共済組合四国地方整備局支部の委託を受けて、大渡ダム管理所において自動販売機による飲料水の販売営業を希望する者（1営業業者）

## 2. 対象施設の概要

施設名 四国地方整備局 大渡ダム管理所  
所在地 高知県吾川郡仁淀川町高瀬3815  
自動販売機の設置台数 1台（管理所庁舎1階）  
職員数 約20人

## 3. 応募者の条件等

- ①申請事業者には、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定を準用する。
- ②申請業者は、国税及び地方税を完納していること。
- ③申請事業者は、下記4の説明会に参加した者であること。
- ④申請事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者ではないこと。

## 4. 説明会の開催

応募のための申請方法、営業施設の概要及び営業にあたっての条件等についての説明会を下記のとおり行います。

- ①日時 平成24年2月16日（木）  
受付 13:30～14:00  
説明 14:00～15:00
- ②場所 大渡ダム管理所 3階会議室
- ③説明会参加申し込み

説明会に参加を希望する者は、2月15日までに「9.照会先」へ電話で申し込んで下さい。（受付時間：土・日曜日、祝日を除く 9時～17時）

- ④その他 ・当日は、申請書等の配布及び施設の概要等に関する説明を行います。  
・会場の都合により、参加者は1事業者2名以内とします。

## 5. 営業の条件等

別紙のとおり

6. 提出書類

- 1) 大渡ダム管理所自動販売機による飲料水の販売営業申請書
- 2) 添付書類
  - ①会社等概要
  - ②過去3年間の信用失墜行為の有無
  - ③店舗別営業開始日一覧表
  - ④過去3年分の保健所の指導事項及び改善措置状況
  - ⑤経営規模等調査票
  - ⑥過去3年分の法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その1）
  - ⑦法人の場合…商業登記簿謄本  
個人の場合…身分証明書（市町村発行）及び登記されていないことの証明書（法務局発行）
  - ⑧直近3年分の決算書  
法人の場合…貸借対照表、損益計算書、利益処分書  
個人の場合…決算等財産状況が確認できる書類
  - ⑨提案書（A4版「片面」、10枚以内）

7. 営業申請書受付

期 間 平成24年 2月27日（月）～平成24年3月2日（金）  
受付時間 土・日曜日を除く 9：00～17：00  
場 所 高知県吾川郡仁淀川町高瀬3815  
大渡ダム管理所 総務係

\* 郵送による場合は、平成24年3月2日（金）必着の書留郵便に限ります。

8. 営業業者の決定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査のうえ、営業業者を決定します。

9. 照会先

高知県吾川郡仁淀川町高瀬3815  
四国地方整備局 大渡ダム管理所 総務係長  
TEL 0889-32-2120

## 営業条件(大渡ダム管理所自動販売機による飲料水の販売)

項目	営業条件
施設の目的	大渡ダム管理所の職員及び関係者来庁時等の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービスの提供のための施設である。
営業開始予定日	平成24年4月1日
営業日	年中無休で24時間営業とする。
販売品目及び価格	提案を基本とするが、販売商品の多様化をはかること。
自動販売機の機能等	自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす自動販売機を設置すること。
機械の管理	自動販売機は、受託者が用意し管理すること。 機械を固定するなどの安全管理の措置を講じること。
商品の詰め替え、空き缶等の回収	商品の詰め替えは、受託者において行うこと。 空容器回収箱の設置、空容器の搬出等は、受託者において行うこと。
光熱水料	施設経営に要する光熱水料は受託者の負担とする。
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、受託者において全責任を負うものとする。
保健所等への届出	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は受託者が行うものとする。
委託契約期間	委託契約の期間は1年間とするが、5年に限り更新ができるものとする。
報告事項等	委託契約書による。
庁舎への出入り等	別途協議する。
その他	上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

## 営業条件に係る補足説明事項

①自動販売機による飲料水の販売営業は職員及び関係者来庁時等の利便に資する目的をもって行い、指定された用途以外の使用をしないこと。
②営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守すること。
③委託された営業内容の第三者への譲渡及び請負は禁止する。
④事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。
⑤設備及び物品の善良なる管理者の注意義務で管理すること。
⑥営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については職員及び来庁者の利用しやすいものにする。
⑦従業員の身分保証、健康管理及び服務規律は受託者の責任において行うこと。
⑧委託契約期限は1年とし、期限経過後は1年ごとに最大5年まで契約の更新ができるものとするが、期限経過後は速やかに施設等の現状回復を行うこと。
⑨営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。